

# 丘のまちびえいデザイン制作業務 仕様書

## 1 業務名

丘のまちびえいデザイン制作業務

## 2 業務の目的

本町の情報発信は、各関係機関、担当部署による分散型の個別プロモーションを実施してきたことにより、丘のまちびえいのブランドが確立されず課題となっていた。

今後は一貫性のある「ブランディング型情報発信」を行うことで、統一したイメージ戦略および地域ブランドの確立を図るため、新たな「丘のまちびえい」のロゴ等を作成する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

### (1) 一般事項

- ①本業務を進めるに当たり、別添スケジュール（案）を踏まえた業務工程とする。
- ②業務の効率化等を図るため、発注者と受注者において業務の役割を分担し、円滑な業務の遂行に努める。

### (2) 業務項目

#### ①町民ワークショップの企画・運営

幅広い世代の町民からの意見を募り、ロゴマークを制作するため、ワークショップの企画・運営を行うこと

#### ②ロゴマーク（シンボルマーク+ロゴタイプ）の制作をそれぞれ3案制作すること。

ロゴマークは未発表かつ自作のものに限る。なお、最終デザインは町と協議のうえ、決定するものとする。

#### ③シンボルマークについて

シンボルマーク制作については、以下の事項に留意すること。

- ・一目見ただけで美瑛町が連想されるデザインとすること。
- ・美瑛町のイメージを反映させたデザインとすること。なお、コンセプト・イメージについては、以下のものを参照すること。

#### ○美瑛町まちづくり総合計画

<https://www.town.biei.hokkaido.jp/files/00000100/00000147/20230328210527.pdf>

f 参照

#### ○美瑛町ホームページ <https://town.biei.hokkaido.jp/>参照

- ・その他発注者が貸与する資料

- ・あらゆる層の町民に興味・親しみをもってもらえるデザインとすること。
- ・単体でも使用可能なものとすること。

#### ④ロゴタイプについて

ロゴタイプ制作については、以下の事項に留意すること。

- ・シンボルマークのコンセプト等を踏まえたデザインとすること。
- ・単体でも使用可能なものとすること。

#### ⑤ロゴマークについて

ロゴマークの制作については、以下の事項に留意すること。

- ・シンボルマークとロゴタイプを適切に反映することにより、魅力的なロゴマークとすること。
- ・シンボルマークとロゴタイプの調和をとること。

#### ⑥基本マニュアル（※）の作成

以下の内容を記載すること。

1. デザインコンセプト
2. シンボルマーク（カラー／モノクロ）
3. ロゴタイプ（カラー／モノクロ）
- 2、3の使用用途ごとのポートレートカラーも記載すること
4. 清刷データ
5. シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ
6. ネガティブ表示パターン
7. セイフティスペース／最小使用サイズ
8. 使用例
9. 使用禁止例

※基本マニュアルとは、ロゴマーク等を使用する広報・広告活動、備品、看板等、人々の目に触れるすべての物に対し、ビジュアルイメージの統一を図っていくためのマニュアルのことを指し、ロゴマーク等の使用方法等について基準を定めたもの。

## 5 成果品

- (1) ロゴマーク等の完成データ（CD-R等の媒体で提出。）
- (2) 基本マニュアル（A4版／CD-R等の媒体で提出。）
- (3) その他（上記に係る各種電子データを含む）

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、町と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、町の求めに応

じて業務状況の報告を行うこと。

- (3) 著作権をはじめとする本業務の成果品における一切の権利は町に帰属すること。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が別途協議する。